



熊本県公報

第 1 2 7 4 3 号

平成 30 年 7 月 27 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 熊本港港湾施設の概要…………… (港湾課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 道路の区域変更…………… (") 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4

公 告

- 熊本都市計画地区計画 (益城町馬水西原地区計画) の変更 (益城町決定) …… (都市計画課) 5
- 熊本都市計画地区計画 (益城町安永宮ノ本地区計画) の変更 (益城町決定) …… (") 5
- 熊本都市計画地区計画 (笹原第三地区地区計画) の決定 (合志市決定) …… (") 5
- 樋合漁港漁港利用調整施設の指定管理者募集…………… (漁港漁場整備課) 5
- 牛深漁港漁港浄化施設の指定管理者募集…………… (") 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 8
- 平成 30 年度熊本県登録販売者試験の実施…………… (薬務衛生課) 8
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 9
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 10
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (") 10
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 11

登 載 依 頼

- 平成 30 年度第 1 回熊本県文化振興審議会を開催…………… (文化振興審議会) 11
- 荒尾自動車学校の閉校に伴う熊本県公安委員会告示の一部改正…………… (警察本部運転免許課) 11
- 運転免許取得者教育の認定の取消し…………… (") 11
- 指定講習機関の指定の取消し…………… (") 12
- 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則…………… (特別支援教育課) 12
- 熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 13
- 口頭による開示請求をすることができる個人情報…………… (") 13
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 (平成 30 年度導入分) の貸貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部情報管理課) 13
- 熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 (平成 30 年度導入分) の貸貸借に係る一般競争入札の実施…………… (") 14

告 示

熊本県告示第 602 号

港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 第 34 条において準用する同法第 12 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、平成 30 年 7 月 27 日から当該港湾施設の供用を開始する。

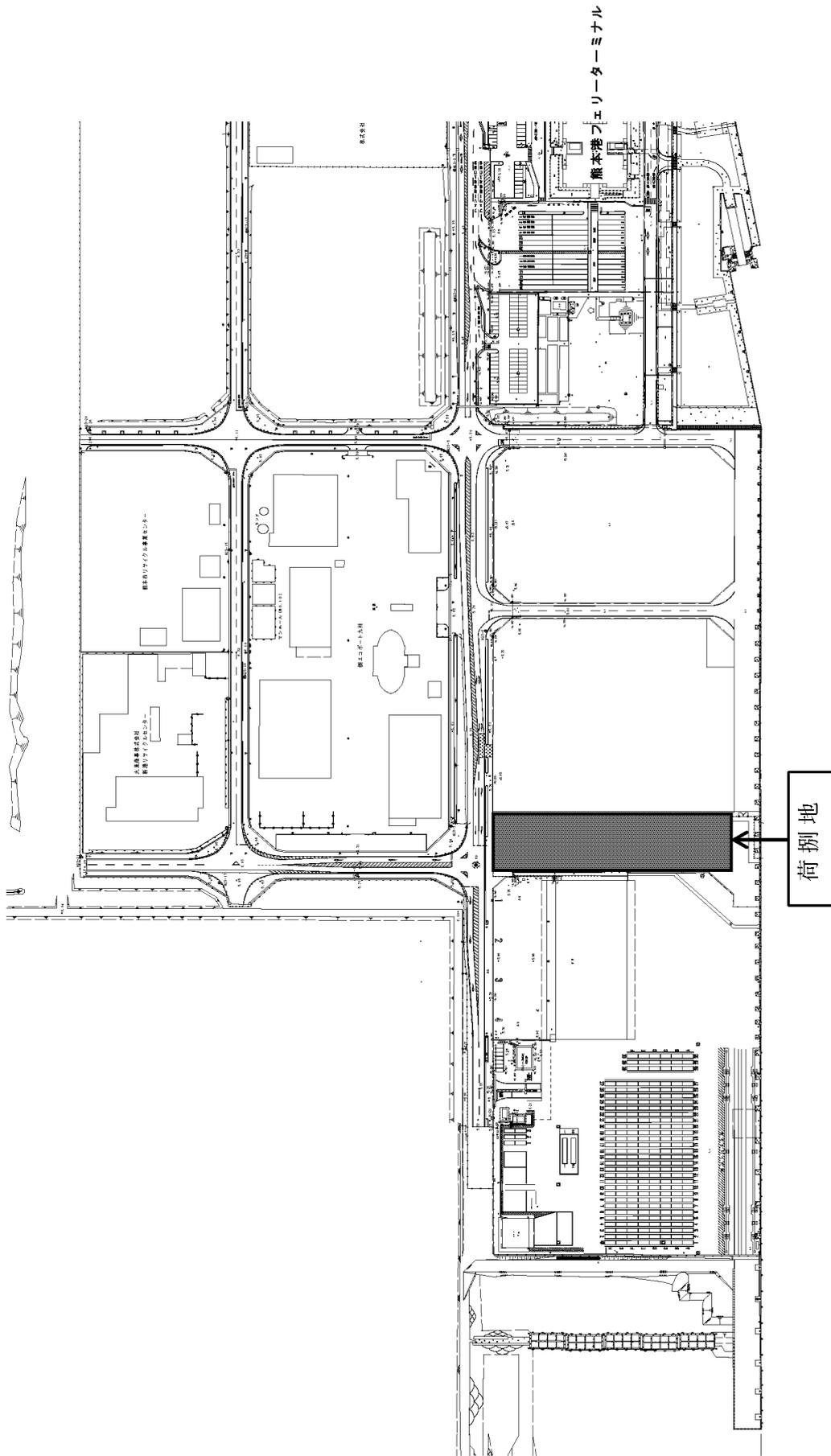
平成 30 年 7 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 熊本港
- 2 所 在 熊本市西区新港地内
- 3 概 要

種 類	数 量 及 び 能 力
荷捌地	面積 5, 257. 2平方メートル

4 位置図



熊本県告示第603号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ヘルパーステーション まいらいふ 合志市須屋1993番地3	合同会社 ライフ 合志市須屋1993番地3 鳥居 美雪	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成30年 8月1日

熊本県告示第604号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労移行支援事業所「絆」 人吉市上薩摩瀬町864-1	株式会社タケダ 球磨郡錦町大字西3604番地32 竹田 信義	就労移行支援	平成30年 7月18日

熊本県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	原植木線	菊池市泗水町永字福原 3263番1地先から 同所 3256番1地先まで	27.0	防交安 (交通安全)
		菊池市泗水町永字福原 3250番1地先から 同所 3198番1地先まで	94.0	

2 供用を開始する期日 平成30年7月27日

熊本県告示第606号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年7月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦字白岩 3399番5地先から 同所 3399番5地先まで	17.7	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年7月31日

熊本県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年7月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字大野字鳥屋 519番25地先から 同所 519番25地先まで	前	6.1 ～ 6.8	13.5	災害復旧
			後	6.1 ～ 7.6		

2 区域を変更する期日 平成30年7月27日

熊本県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年7月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡苓北線	天草市本町本字瀧井手 3367番2地先から 天草市本町本字萬所 3864番1地先まで	前	3.4 ～ 7.7	60.0	単橋改
			後	3.4 ～ 28.7		

2 区域を変更する期日 平成30年7月27日

熊本県告示第609号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童通所施設 合志市須屋31 17番地12	株式会社クオーレ 合志市須屋357番 地3 芋生 宣昭	平成30年7 月20日	4352900320	指定児童発 達支援 指定放課後 等デイサー ビス

公 告

熊本県公告第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（益城町馬水西原地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画地区計画（益城町安永宮ノ本地区計画）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画地区計画（笹原第三地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第418号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称

樋合漁港漁港利用調整施設（以下「利用調整施設」という。）

(2) 場所

熊本県上天草市松島町合津

(3) 施設の概要

漁港利用調整施設（防波堤342メートル、護岸893.1メートル、オーナーバース1,741平方メートル、ビジターバース280メートル、泊地45,000平方メートル、駐車場445平方メートル、臨港道路567メートル、植栽6,348平方メートル、遊歩道557メートル、便所1棟、休憩所1棟、照明灯18基等）

2 指定管理者が行う業務

(1) 利用調整施設の維持管理及び運営に関する業務

(2) 利用調整施設の使用の許可及び届出に関する業務

(3) その他利用調整施設設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 管理に要する経費

利用調整施設の管理に要する経費は、利用料金収入及び県から支払う委託料によって賄うこととする。このうち県が支払う委託料の額は、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求める。

5 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県内に事業所を有すること。

(3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部の間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 労働者災害補償保険に加入していること。

(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(8) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が

継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

6 募集要項の交付

(1) 交付期間

平成30年7月27日（金）から平成30年8月28日（火）まで

(2) 交付場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課（県庁行政棟本館10階）
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2463

7 申請の手續

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 統合漁港漁港利用調整施設指定管理者事業計画書及び収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者である場合は不要とする。）

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）

(ウ) 指定申請に係る誓約書

(エ) 申立書

(2) 申請書の提出先

6の(2)に同じ。

(3) 提出期間

平成30年8月22日（水）から平成30年8月28日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。

電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 提出部数

正本1部、副本9部（副本については、写しで可）

8 現地説明会

(1) 開催日時

平成30年8月16日（木）午前10時から

(2) 集合場所

利用調整施設 駐車場入口

(3) その他

現地説明会への参加を希望する場合は、参加申込書をあらかじめ提出すること。

9 指定管理候補者の選定方法

(1) 提出された申請書類により第1次審査（資格審査）を行う。

(2) 第1次審査通過後、指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による第2次審査を行う。選考委員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求め、各委員が審査及び採点を行う。

(3) 選考委員会から、採点の集計結果に基づき、選定に当たっての意見が知事に報告され、当該意見を踏まえて知事が指定管理候補者を選定する。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。

イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

11 その他

(1) 提出書類は、返却しない。

(2) 提出書類は、必要に応じ複写する。ただし、使用は、県庁内及び選考委員会での検討のみに限る。

(3) 提出書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

熊本県公告第419号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称

牛深漁港漁港浄化施設（以下「浄化施設」という。）

(2) 場所

熊本県天草市牛深町字後浜3466番地

(3) 施設の規模等

ア 敷地面積 1,796平方メートル

イ 建物 1棟（鉄筋コンクリート造2階建て、建築面積751.07平方メートル）

(4) 施設の概要

漁港浄化施設（前処理設備（原水槽、流量調整槽、貯留槽、加圧浮上槽）、生物処理設備（高負荷曝気槽、第一沈殿槽、接触酸化槽、第二沈殿槽）、高度処理設備（ろ過ポンプ槽、急速ろ過器、逆洗水槽、放流監視槽）、汚泥処理設備（汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽、汚泥脱水機、ケーキホッパー）等）

2 指定管理者が行う業務

(1) 浄化施設の維持管理に関する業務

(2) 浄化施設の運転に関する業務

(3) その他浄化施設設置の目的を達成するために必要な業務

3 指定管理者の指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

4 管理に要する経費

浄化施設の管理に要する経費は、県から支払う委託料によって賄うこととする。この委託料の額は、県が定める基準価格の範囲内で、応募事業者から各年度の委託料の提案を求めらる。

5 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県内に事業所を有すること。

(3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部の間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。

(4) 労働者災害補償保険に加入していること。

(5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

(6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(8) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

(9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第21条に規定する技術管理者を当該施設に置くことが可能であること。

6 募集要項の交付

(1) 交付期間

平成30年7月27日（金）から平成30年8月28日（火）まで

(2) 交付場所

熊本県農林水産部水産局漁港漁場整備課（県庁行政棟本館10階）

郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号096-333-2463

7 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書

イ 牛深漁港漁港浄化施設指定管理者事業計画書及び収支予算書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者である場合は不要とする。）

ク 納税証明書

- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者については、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書

ケ その他知事が必要と認める書類

- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 (ウ) 指定申請に係る誓約書
 (エ) 申立書
 (オ) 当該施設に置く技術管理者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の規定による技術管理者」であることを証する書面

- (2) 申請書の提出先
6の(2)に同じ。

(3) 提出期間

平成30年8月22日（水）から平成30年8月28日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。

(4) 提出部数

正本1部、副本9部（副本については、写しで可）

8 現地説明会

(1) 開催日時

平成30年8月21日（火）午後1時30分から

(2) 集合場所

浄化施設1階 玄関ロビー

(3) その他

現地説明会への参加を希望する場合は、参加申込書をあらかじめ提出すること。

9 指定管理候補者の選定方法

- (1) 提出された申請書類により第1次審査（資格審査）を行う。

- (2) 第1次審査通過後、指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による第2次審査を行う。選考委員会においては、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求め、各委員が審査及び採点を行う。

- (3) 選考委員会から、採点の集計結果に基づき、選定に当たっての意見が知事に報告され、当該意見を踏まえて知事が指定管理候補者を選定する。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

11 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。

- (2) 提出書類は、必要に応じ複写する。ただし、使用は、県庁内及び選考委員会での検討のために限る。

- (3) 提出書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。

熊本県公告第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字室字西道免1846番1の一部、同1847番1、同1847番2、同1847番3、同1859番、同1861番及び里道の一部
 4,402.28平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市南区田迎五丁目4番6号
 TAKASUGI株式会社

熊本県公告第421号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定による登録販売者試験（以下「試験」という。）

を次のとおり実施する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

平成30年12月9日(日)

(2) 場所

熊本大学黒髪南キャンパス 熊本市中央区黒髪二丁目39番1号

2 試験時間、試験項目及び問題数

試験時間、試験項目及び問題数は、次のとおりとする。

試験時間	試験項目	問題数
午前10時30分から午後0時30分まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
	人体の働きと医薬品	20問
	医薬品の適正使用と安全対策	20問
午後2時から午後4時まで	主な医薬品とその作用	40問
	薬事に関する法規と制度	20問

3 受験手続等

(1) 受験申請書等の請求

受験申請書等は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び熊本県保健所で配布するほか、熊本県のホームページに掲載する。

なお、郵便により受験申請書等を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験申請書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(返信先を明記し、120円分の切手を貼った角形2号封筒(1部請求の場合))を同封の上請求すること。

(2) 受験申請書等の提出期間

平成30年8月27日(月)から同年9月7日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成30年9月7日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(3) 受験申請書等の提出先

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課又は最寄りの熊本県保健所

(4) 提出書類

受験申請に当たって提出する書類は、次のとおりとする。

ア 登録販売者試験受験申請書

申請書記入の際に消えるボールペン(フリクションボール等)を使用しないこと。

イ 写真台帳

ウ 写真(提出前6か月以内に撮影した、縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度の大きさのものとし、上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、写真台帳に貼付すること。)

(5) 受験手数料

13,000円

(6) 受験票の送付

受験申請書等の受付後、平成30年11月初旬に受験者宛てに送付する。

4 正答及び合格基準の公表

平成30年12月13日(木)午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に正答及び合格基準を掲示するほか、熊本県のホームページにも掲載する。

5 合格発表

平成31年1月16日(水)午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者宛てに合格通知書を郵送する。

6 問合せ先

(1) 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

(2) 最寄りの熊本県保健所

熊本県公告第422号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
佐藤 保	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字灰塚尻628番ほか2筆
佐藤 保	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字東上成川794番ほか1筆
河瀬 康雄	阿蘇市永草	阿蘇市永草字中前田501番
有限会社内田農場	阿蘇市内牧	阿蘇市内牧字北新井手993番2ほか66筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市蔵原字東濱504番ほか11筆
農事組合法人碧水	阿蘇市蔵原	阿蘇市蔵原字東濱506番ほか95筆
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字知敷原1番30
小田 一男	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字福島722番ほか2筆
和田 幸治	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字福島14番2
中村 金一	球磨郡あさぎり町上西	球磨郡あさぎり町上西字西清水123番3
宮崎 浩明	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡相良村大字柳瀬字入口578番1ほか1筆
宮崎 成正	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下七折1178番

2 認可年月日
平成30年7月20日

熊本県公告第423号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年7月27日から同年8月9日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本井 三千年	水俣市越小場	水俣市越小場字岩井894番3ほか3筆
前田 竜一	天草市栖本町打田	天草市本渡町本渡字山ノ口1696番ほか2筆

2 申請年月日
平成30年7月12日

熊本県公告第424号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年7月27日から同年8月9日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人水穂やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市山田字七ツ江320番2ほか6筆
農事組合法人水穂やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市一の宮町中通字小肥足1021番1ほか1筆
農事組合法人水穂やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市小野田字川水190番4

農事組合法人水穂 やまだ	阿蘇市山田	阿蘇市小野田字池田378番3ほか3筆
-----------------	-------	--------------------

2 申請年月日
平成30年7月17日

熊本県公告第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成30年7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字中原3871番、同字沖田3979番1の一部及び同3979番3
2, 448.67平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市野々島3979番地3
有限会社つくしの里

登載依頼**熊本県文化振興審議会公告第1号**

平成30年度第1回熊本県文化振興審議会の会議を次のとおり開催する。
平成30年7月27日

熊本県文化振興審議会

- 1 開催日時
平成30年8月3日（金）
午前10時から正午まで（予定）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成30年度県の主な文化振興施策について（報告）
(2) 熊本県立劇場の管理運営について（報告）
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県文化振興審議会事務局（熊本県企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課）
（電話096-333-2154）

熊本県公安委員会告示第28号

平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号（熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成30年7月27日から施行する。
平成30年7月27日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

2(2)、2(5)、6(2)、7及び10の表荒尾自動車学校（荒尾市川登1801番地2）の項を削る。

熊本県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第5項の規定により運転免許取得者教育の認定を次のように取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第12条の規定により告示する。
平成30年7月27日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称	取消しを行った年月日
株式会社荒尾自動車学園 荒尾市万田946番地1 狩野 雅之	荒尾自動車学校 荒尾市川登1801番地2	運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条第1号に掲げる課程	ペーパードライバー教育コース（普通車）	平成30年5月31日

熊本県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の11第1項の規定により指定講習機関の指定を次のように取り消したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第15条の規定により告示する。

平成30年7月27日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	取消しを行った年月日
株式会社荒尾自動車学園 荒尾市万田946番地1 狩野 雅之	荒尾自動車学校 荒尾市川登1801番地2	普通免許に係る初心運転者講習	平成30年5月31日

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月27日

熊本県教育長 宮尾 千加子

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則（昭和41年熊本県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第3条関係）」に改め、同表熊本県立熊本聾学校の項の次に次のように加える。

熊本県立熊本はばたき高等支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3 年
------------------	-----	-------------	-----	-----	-----	-----

別表熊本県立熊本支援学校の項中

「	本 校	知的障害者に対する教育	小学部	本 科	普 通
			中学部		
」	高等部東町分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通

		を	「	本 校	知的障害者に対する教育	小学部	本 科	普 通	3 年	」	に改め
	3 年					中学部					
	3 年					高等部					

る。
附 則
この規則は、平成30年8月1日から施行する。ただし、別表熊本県立熊本支援学校の項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会訓令第9号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成30年7月27日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成24年熊本県教育委員会訓令第4号）の一部
を次のように改正する。

別表第1の3の表中「熊本県立熊本聾学校 熊聾」を「熊本県立熊本聾学校 熊聾
熊本県立熊本はばたき高等支援
学校 熊は高支」に改める。
附 則
この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

熊本県教育委員会告示第15号

平成23年2月8日熊本県教育委員会告示第1号（口頭による開示請求をすることがで
きる個人情報）の一部を次のように改正し、平成30年7月27日から施行する。
平成30年7月27日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

表熊本県非常勤職員採用試験（教員免許関係業務）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採 用試験（給与関係業 務）	得点及び順位	合格発表の日か ら1月	学校人事課
------------------------------	--------	----------------	-------

熊本県警察本部告示第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第3
72号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参
加する者に必要な資格等について告示する。
平成30年7月27日

熊本県警察本部長 小 山 巖

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（平成30年度導入分）の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成
18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格
を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定める
ところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を
得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定め
る競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示するこ
と。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成30年8月8日（水）午後5時までとする。ただし、受付期間終
了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わない
ことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31
日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査
申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定
める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）ま
で行う。

熊本県警察本部公告第22号

一般競争入札に付するの地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成30年7月27日

熊本県警察本部長 小山 巖

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（平成30年度導入分）の賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等 一式
- (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係（熊本県庁警察棟4階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 借入物品の規格、品質等
熊本県警察統合OAシステム用パソコン等（平成30年度導入分）の賃貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から平成36年12月31日（火）まで
- (7) 借入期間
平成31年1月1日（火）から平成36年12月31日（火）まで
- (8) 納入期限
平成30年12月28日（金）まで
- (9) 納入場所
仕様書のとおりとする。
- (10) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算する。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間
公告の日から平成30年8月8日（水）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
1(4)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間に必着とする。
- (2) 仕様書の内容を満了していること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を平成30年8月14日(火)午後5時までに熊本県警察本部警務部情報管理課に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 ア 役員等が、暴力団員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるとき、アイ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるとき、

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの積極的暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利するなどしているとき。
 オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

- ※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本条例第52号)第2条に規定するものをいう。
- ※ 役員等とは、個人である若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所長その他の者をいう。
- ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等と会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 機能等証明書技術審査結果通知書
ウ 役員等一覧

- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
公告の日から平成30年8月21日(火)午後5時まで

(4) 提出先
1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年8月21日(火)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年9月6日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年9月5日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成30年9月6日（木）午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年9月5日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関する事。

熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2443）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be leased :

A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police

(2) Date and Place for tender:

Date: September 6 2018, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(2443)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen